

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取規則第九十八号

昭和二年三月鳥取縣令第十四号鳥取縣會計規則の一部を次のように改め昭和二十四年一月一日からこれを施行する。

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三十七條 出納長及縣出納員俸給、給料、歳費、年金、恩給諸手当、退職給与金並此等ノ性質ヲ有スル給与ノ支拂ヲ爲ス場合ニ於テ縣納金、國庫納金所得稅及國家公務員共済組合法ニヨル組員ノ掛金ノ引去ヲ要スルトキハ其ノ引去金額ヲ控除シタル殘額ヲ券面金額トスル支拂通知(第一三三号第一四号)ヲ發スベシ
縣納金ハ收支命令者ヲ受取人トシ歳入科目ニ振替ヲ要

昭和二十三年十二月二十八日
第 千 九 百 七 十 三 号

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

スル旨ヲ記載シタル支拂通知(第一四号)ヲ縣金庫ニ交付シ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムベシ
國庫納金及所得稅ハ出納長又ハ縣出納員ヲ受取人トシ歳入歳出外現金ニ振替ヲ要スル旨ヲ記載シタル支拂通知(第一四号)ヲ發シ縣金庫ニ寄託シ國庫納金ハ歳入徵收官ノ發スル納入告知書ノ送付ヲ俟チ又所得稅ハ翌月十日マデニ所得稅法ニ定ムル拂込書及計算書ヲ添ヘ何レモ日本銀行又ハ郵便局ニ拂込ノ手續ヲ爲スベシ
共済組員ノ掛金ハ地方職員共済組合鳥取縣支部長(新職員ニアリテハ教職員共済組合鳥取縣支部長)ヲ受取人トシタル送金拂ノ支拂通知(第一四号)ヲ縣金庫ニ發シ納付ノ手續ヲ爲サシムベシ
但シ第四十二條ニ定ムル歳出金支拂通知書(第一六号)ハ送付セザルモノトス

鳥取縣公報 昭和二十三年十二月二十八日 第九百七十三号

00582

第二項ノ規定(他ノ會計ニ繰入)ノタメ歳入ヲ下戻シ又ハ經費ノ支出ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス
 第六十九條、縣金收入又ハ歳入歳出ニ振替ヲ要スル支拂通知(第一四号)ヲ受ケタルトキハ振替受拂ノ手續ヲ爲シ支拂ニ係ル支拂通知領收証書(第三六号)及收入ニ係ル領收済通知書(第三八号)又ハ歳入歳出外現金、寄託金領收証書(第三九号)ヲ出納長又ハ縣出納員ニ送付スベシ
 第六十九條ノ二 縣金庫、地方職員共済組合鳥取縣支部長(教職員ニアリテハ教職員共済組合鳥取縣支部長)ハ拂込ヲ要スル送金拂ノ支拂通知ヲ受ケタルトキハ直ニ拂込ノ手續ヲ爲シ支拂ニ係ル支拂通知領收証書(第三六号)及共済組合掛金拂込通知書(第三八号ノ二)ヲ出納長又ハ縣出納員ニ送付スベシ

訓令

鳥取縣訓令甲第二十八号

出納長

縣出納員 縣金庫

昭和二年三月鳥取縣訓令甲第十五号鳥取縣會計規則に定める書類及帳簿ノ様式ノ一部を次のやうに改正し昭和二十四年一月一日からこれを施行する。

昭和二十三年十二月二十八日 鳥取縣知事 西尾愛治

第三十八号ノ二 共済組合掛金拂込通知書(縣金庫) 第三十八号様式ノ二

(用紙縦百七十九ミリメートルノモノニ枚接続) 横百二十七ミリメートル

共済組合掛金拂込通知書

何年度	一般(特別)會計	歳出(款)
昭和 年 月 日	但シ支拂通知第 号地方職員(教職員)共済組合掛金	
符	鳥取縣知事 西尾愛治	

縣金庫

00583

共済組合掛金拂込通知書

何年度	一般(特別)會計	歳出(款)
昭和 年 月 日	但シ支拂通知第 号地方職員(教職員)共済組合掛金	
出納長(縣出納員)職氏名宛	鳥取縣何々金庫 團	

告示

鳥取縣告示第六百六十九号

木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定に基き次のやうに登録をした。

昭和二十三年十二月二十八日 鳥取縣知事 西尾愛治

住 所	氏 名	材 種	登録番号	登録年 月日	營業所工場の位置
日野郡神奈川村俣野池の内四五八番地	片岡雅信	木材業	鳥取縣23受林第四〇八八号	昭和二十三年十二月十八日	同上四六六三
同	同	製材業	同四〇八九号	同	同
米子市立町三丁目二三	合資会社 小西商店	木材業	同六四〇九号	同	住所に同じ
鳥取市吉方町二六一	鳥取市燃料供給協力組合組合長 足立益二	製材業	同四〇九一号	同	同
同	同	一般製材	同四〇九二号	同	同
八頭郡智頭町智頭一六〇	友木材株式会社	一般製材	同四〇九三号	同	同

東伯郡小鴨村編定 松本工業所松本英利 四五〇
三、農林漁業用

住 所 氏 名 木炭 普通薪
西伯郡弓浜村弓 浜甘藷館工業協同 組合 三〇〇
一、卸売業者

◆鳥取縣告示第六百七十二号
第三・四半期における世帯向け並びに世帯以外向け薪炭
の購入割当証明書を発給したものの住所及び氏名並びに
割当数量を次のように公表する。
昭和二十三年十二月二十八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

発給登録番号 住 所 氏 名 木 炭 割 当 数 量 薪 用 薪

8	1	鳥取市二階町二丁目二五番地	鳥取縣燃料卸売商業協同組合	八、七九〇	既
9	2	同東品治町一九番ノ五地	鳥取縣購買農業協同組合連合会	二九、八五〇	既
10	3	米子市角盤町四丁目六番地	鳥取縣薪炭卸売株式会社	三三三、一五五	二一〇、〇〇〇
11	4	同三五番地	星光商事株式会社米子事務所	二、四〇〇	
		二、小売店 舖			
885	三	鳥取市東町一四七ノ六	山川爲之助	二、四〇〇	既
886	六五	岩美郡網代村一八ノ五八	網代村農業協同組合長板倉重市	一〇、二〇〇	
887	九一	八頭郡智頭町大呂	中西 利治	一、〇七〇	
888	一一二	氣高郡浜村町藤見六六〇ノ二	吉井 定雄	八、七九〇	
889	一一三	廣青谷町青谷三九七六	青谷町農業協同組合長保木本徳太郎	八、五八〇	

◆鳥取縣告示第六百七十三号
昭和二十三年十月鳥取縣告示第五百十二号(美容店等
級指定の件)の中次のように改める。
昭和二十三年十二月二十八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一の普通地区特級店に次の者を加える。

鳥取市本町四丁目	茨木 うちた
同 片原三丁目	西川富士枝
同 川端一丁目	西崎 繭枝
同	大沢 勝子
同 川外大工町	野崎志津枝
同 東品治町	江本 まつ
同	牧浦 かめ
同 吉方町二区	鎌谷 しづ
同 米子市加茂町二丁目	河上 宗子
同 道突町二丁目	勝部 艶子
同 東町	住田 春枝
同	湯原あや子

同 灘町二丁目	直江しま子
同 万能町	日笠 久子
同 東町	藤谷イツ子
同 錦町三丁目	生田 年子
同 東町 五	近堂 文子
同 紺屋町三八	青滝 繁治
同 東伯郡倉吉町河原町	山本 りよ
同 新町	前田 かつ
同 大正町	谷口はるの
同 東岩倉町	浜本 きの
同 越中町	河内千代子
同 福吉町	中村 幸子
同 堺町	安本 麻子
同 越中町	矢田 君子
同 住吉町	吉田とし子
同 新町	小坂 すが
同 明治町	村山 清子
同 瀬崎町	奥田 文子
同 西仲町	大谷ヤス子

00588

二の普通地区普通店を次のように改める。
鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町の中一以外の店及びその他の町村

鳥取縣告示第六百七十四号

地方自治法第七十四條第二項の規定により鳥取縣條例の制定を請求した代表者の住所氏名及び請求の要旨は次のとおりである。

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、住所氏名 鳥取縣東伯郡上北條村大字中江四番屋敷

門 用 定 藏

二、請求の要旨

1、 仍く農民は供出、納税その他の過重なる義務を国の名に於て強制されている。然るに農業生産費の調査等仍く農民の負担を適正化するために当然必要な調査については国及び縣に於てみるべき措置は何等講ぜられていない。

2、 鳥取縣当局は農業の経営費に關する極めて消極的の調査を行いつゝあるが、これは概ね官僚獨善の組織にして無責任な調査であつて、正確な資料を作成し、農業の再生産を維持し農民負担の適正化を實現せんと要望する縣下農民大衆の意向は完全に無視されている。

3、 此に於て明確なる縣條例のもと、農業生産費調査委員会を設置、縣及び各農業関係機関を総動員し、學縣一致の体制をもつて農業経営に必要な生産費を把握するとともに鳥取縣農業の特殊性を明かにして、農政民主化に貢献すべきである。

以上の理由に基き、日本農民組合鳥取縣連合会第三回常任執行委員会の議決を代表し、ここに農業生産費調査委員会條例の制定を要求する。

鳥取縣告示第八号

鳥取縣立米子第二高等学校につき選挙運動等の臨時特例

鳥取縣立米子第二高等学校につき選挙運動等の臨時特例

00589

に關する法律施行令(昭和二十三年七月政令第一九一号)第九條の規定により同第四條、第六條及び第八條第一項から第三項までに規定する管理者の権限を同学校長に委任した。

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣教育委員会

縣 達

鳥取縣達第百三十三号

東伯郡

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 倉吉町長 | 西郷村長 | 上井町長 |
| 長瀬村長 | 小鴨村長 | 上小鴨村長 |
| 矢送村長 | 南谷村長 | 北谷村長 |
| 高城村長 | 社 村長 | 下北條村長 |
| 中北條村長 | 上北條村長 | 淺津村長 |
| 橋津村長 | 舍人村長 | 東郷組合村長 |
| 花見村長 | 灘手村長 | 大誠村長 |
| 由良町長 | | |

昭和十三年三月鳥取縣令第六号天神川改修費負担規則第三條による其の町(村)の当該年度の金額次の通り改む。本年度の負担金額は別に發する納額告知書により縣金庫に納付せられたり。

昭和二十三年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十三年度負担額

- | | |
|---------------|------|
| 金九拾五万六千八百式拾式円 | 倉吉町 |
| 金拾万六千式百六拾七円 | 西郷村 |
| 金拾万参千七百四拾式円 | 上井町 |
| 金拾式万参千四百拾七円 | 長瀬村 |
| 金拾四万式千六百七拾壹円 | 小鴨村 |
| 金八万八千壹百七拾円 | 上小鴨村 |
| 金壹万式千四百拾五円 | 矢送村 |
| 金壹万八千九拾七円 | 南谷村 |
| 金参万五千参百五拾式円 | 北谷村 |
| 金六万七千五百四拾八円 | 高城村 |

